

旅行パンフレット等作成支援助成金 交付要綱

(事業の目的)

第1条 四国デスティネーションキャンペーン（以下「四国DC」という。）の開催に併せて、旅行会社が作成する四国DC関連旅行パンフレット又はWebページ（以下「パンフレット等」という。）の作成経費の一部を助成することにより、本市の旅行商品の造成や周遊観光ルートの確立を図り、四国DC期間中やその直前の観光誘客、高松市の観光素材のPRを図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。

(助成要件)

第3条 次に掲げる要件を全て満たす募集型企画旅行であること。

(1) 募集型団体旅行商品

- ア 高松市内に1泊以上宿泊するものであること。
- イ 旅行商品内容が、高松市内の観光地へ立ち寄るものであること。
- ウ 2ページ以下のパンフレット又はWebページの場合は、全て香川県を含む旅行商品とすること。
- エ 掲載商品の旅行日が平成29年4月1日から平成29年6月30日の間であること。
- オ パンフレット等の納品が平成29年3月31日までに完了すること。
- カ 四国DCのロゴマークを表紙に掲載すること。

(2) 募集型個人旅行商品

- ア 高松市内に1泊以上宿泊するものであること。
- イ 高松市内の宿泊施設が4か所以上掲載されているものであること。
- ウ 高松市内の観光地、観光素材又はイベント情報等が2素材以上掲載されているものであること。
- エ 掲載商品の旅行日が平成29年4月1日から平成29年6月30日の間であること。
- オ パンフレット等の納品が平成29年3月31日までに完了すること。
- カ 四国DCのロゴマークを表紙に掲載すること。

2 前項の規定に関わらず、次条に掲げる助成内容に該当しない場合は、助成金は交付しない。

(助成内容)

第4条 高松市への送客を目的にした募集型企画旅行のパンフレット等に、本市観光PR情報等を掲載する場合は、別表のとおり記載面積やパンフレット等の仕様に応じて、予

算の範囲内で作成経費の一部を助成する。ただし、助成金額は、パンフレット等作成経費の25%を限度とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(1) 4ページ以上のパンフレットである場合

- ① パンフレットは新規に作成するものを対象とし、A4サイズ、オールカラー、4ページ以上で、作成部数が2万部以上であること。また、観光PR情報等には写真を1点以上掲載すること。
- ② 表紙には、高松市の写真を1点以上掲載すること。

(2) 2ページ以下のパンフレットである場合

- ① パンフレットは新規に作成するものを対象とし、A4サイズ両面、オールカラー、作成部数が1万部以上であること。また、観光PR情報等には写真を1点以上掲載すること。
オールカラーは片面のみでも可とするが、観光PR情報等はカラー面に記載すること。
- ② 募集型団体旅行商品の場合は、パンフレットの掲載商品は全て香川県を含む旅行商品であること。

(3) Webページによる情報発信である場合

- ① Webページは新規に作成するものを対象とし、オールカラーであること。また、観光PR情報等には写真を1点以上掲載すること。
- ② Webページの募集型団体旅行商品の場合は、全て香川県を含む旅行商品であること。

2 旅行業登録番号1つ当たりの年間助成限度額は60万円とする。

(認定申請及び決定)

第5条 助成金交付を受けようとする旅行者（以下、「申請者」という。）は、旅行パンフレット等の企画書作成する日の前日までに、助成金交付申込書（様式第1号）及び確認シートを当財団にFAX送信し、認定を受けなければならない。

2 当財団は、前項の申請に係る審査を行い、当該申込が認定すべきものと認めるときは、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 交付申請は、助成金交付申請書（様式第2号）によるものとし、その提出は次に掲げる書類を添えて、パンフレット等の作成を行う日から起算して14日前までに行うものとする。

- (1) 旅行パンフレット等の企画書
- (2) 観光PR情報等掲載ページの紙面案
- (3) パンフレット等作成見積書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 理事長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必

要に応じて実施調査等を行い、助成金の交付の適否通知を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 前条の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第3号）により、その内容及びこれに対する条件、指示を申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合又は事業を中止する場合は、速やかに助成金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事業の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 助成事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、助成事業を遂行することができなくなった場合。
- (3) 第8条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。

(助成事業等の遂行)

第11条 申請者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに対する条件、その他理事長の指示並びに、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。いやしく助成金をその他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第12条 理事長は、別に定めるところにより、必要に応じて助成事業者等から事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することがある。

(実績報告書)

第13条 申請者は、助成事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は平成29年3月31日のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第5号）及び請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 該当する旅行パンフレット等（1部）
- (2) パンフレット等納品書又は請求書等の写し（作成部数及び費用の確認ができるも

の1部)

(3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第14条 前条の実績報告が適当と認めるときは助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第15条 理事長は助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。既に助成金を交付しているときは、取消に係る助成金の返還を命ずるものとする。

(事業の終了)

第16条 助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項を理事長が定める。

- (1) 他の助成事業との重複は認められないこと。
- (2) 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を事業完了年度の翌年から5年間保管すること。

附 則

この要綱は平成28年5月1日から施行する。

(別表)

ページ数	記載面積 タイトル等は面積に含めない (A4 1ページ按分)	助成金額
4ページ以上の パンフレット	1/2以上1/1未満	200,000円
	1/1以上	300,000円
2ページ以下の パンフレット	1/4以上1/2未満	50,000円
	1/2以上	100,000円
Webページ	1/2以上	50,000円